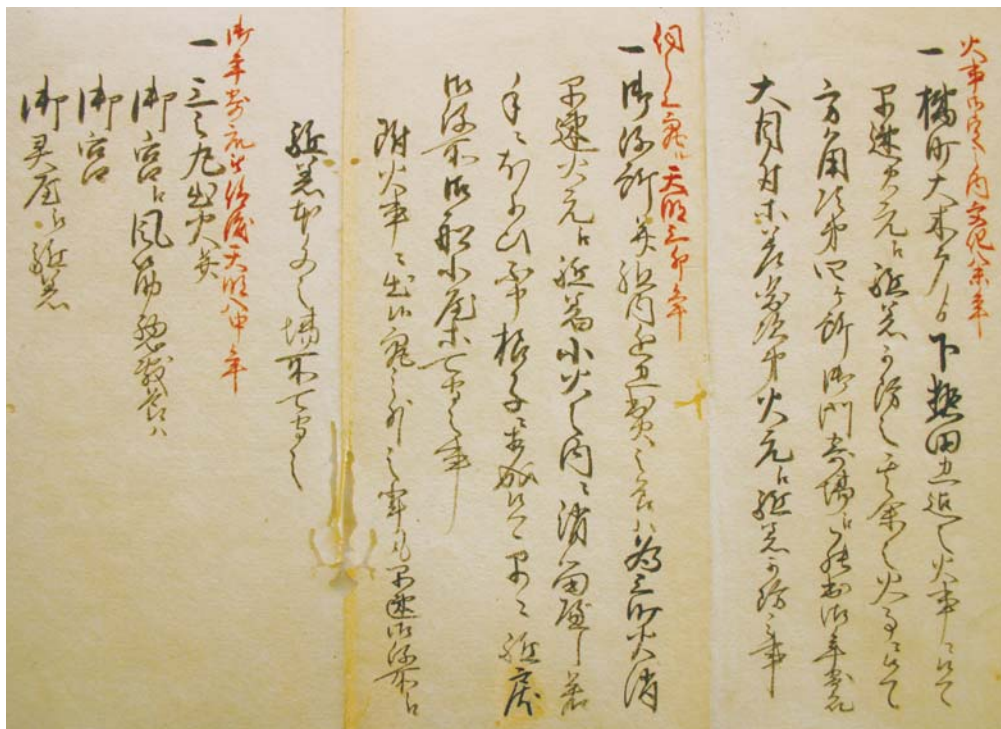


# 愛知県公文書館だより

## 目次

大塚三右衛門家文書……………	1	大府市歴史的公文書判定委員会参加報告…	5
愛知県公文書館の歩み……………	2	公文書館あれこれ……………	6
表紙写真の解説……………	2	平成23年度東海北陸地区	
本年度の企画展と今後……………	3	公文書等保存利用事務協議会開催報告…	6
収蔵資料展報告		古文書講座報告……………	7
「尾張名所図会」で小旅行……………	3	地籍図から見えること……………	7
古文書解説講座……………	4	レファレンスコーナー……………	8
本館所蔵の行政刊行物利用ガイド……………	5	利用案内・編集後記……………	8



火事御定（上） 慶応四年辰三月ヨリ賊難達留（右下）  
 慶応四辰二月ヨリ御用留（左下）  
 （大塚三右衛門家文書）

## 愛知県公文書館の歩み

館長 加藤慎也

本年度四月に公文書管理法が施行されました。これにより国立公文書館はもとより地方公共団体に設置された公文書館の役割は益々重要になると思われれます。

そこで、本号ではこれからの本県公文書館の役割を考えるために、これまで私どもが歩んできた足跡を振り返りたいと存じます。

愛知県の公文書館は、都道府県レベルでは全国十三番目の施設として、公文書館法施行（昭和六十二年）に先立つ昭和六十一年七月に開館しました。施設は愛知県自治センターの七階及び八階に設けられ、その規模は約二千二百㎡です。現在総勢十一名のスタッフで業務を進めています。

開館からの二十七年間に収集した所蔵資料は、約十七万二千点になります。その内訳は、公文書約八万七千点、刊行物等約八万一千点、古文書等約四千点です。

二十二年度の公文書収集実績については、廃棄予定文書簿冊数約十万五千冊の中から収集基準に合致するもの約千二百冊を選別しております。移管作業については、平成十八年度から総合文書管理システム公文書館サブシステムにより行っております。

また、刊行物については、本県が作成した行政刊行物を中心に二十二年度において約千点を収集しています。

収蔵資料のうち特色あるものとしては、幕末から明治四年にかけての名古屋藩庁文書、明治五年から昭和初期にかけての愛知県庁文書等があります。中でも明治十七年に作成された地籍図・地籍帳は県内のほとんどの地域のものをも所蔵しており、多くの方々に利用されています。昨年度の利用点数約八千五百点のうち約二割が地籍図・地籍帳の利用でした。

入館者数は、年間約五千人です。延べ数は、二十二年度で十万人を超えました。また利用冊数は、年間一万前後で、延べ数は二十二年度で十九万冊を超えました。ちなみに複写利用枚数に関しては、年間一万五千枚、二万五千枚で推移しております。

所蔵資料の紹介を行うため、毎年度企画展を開催しております。これまで三十三回開催し、計約三万四千人の方々に御覧いただきました。

人気の高かったテーマは、平成八年度開催の「愛知県のなりたち（明治初期の藩・県）」と平成十九年度開催の「愛知の江戸時代（村の古文書・古地図から地域の原点を探る）」です。いずれも来館者数は千五百人を超えました。

公文書館の新たな試みとして、昨

年度から古文書講座を開いております。昨年度は四回実施し、古文書の解読と書写指導を行いました。

利用者の便宜を図るため、平成十六年からインターネットを利用した検索システムを提供しております。これにより、自宅や会社からでも所蔵資料の目録を検索できるようになりました。年間六千近いアクセスがあります。

所蔵資料のデジタル化については平成十四年度から着手しております。これまでに地籍図・地籍帳を中心とする約六千点の資料についてデジタルデータ化を実施しました。

市町村への支援も行っております。平成二十年度に市町村連絡会議を開催し、(一)愛知県における公文書保存利用の状況、(二)公文書館の意義と役割について説明を致しました。

今年度も二月に市町村の公文書担当者を対象とした研修会を国立公文書館と共催で開催したところであり、併せて公文書館機能を有する施設の設置を検討している県内の地方公共団体等に対し職員をアドバイザー等として派遣しております。

以上が愛知県公文書館の二十七年間の歩みです。こういった実績等を踏まえ、県民の皆様にとつてより親しみやすい施設とすべく職員が一丸となつて努力をしまいにしたいと考えております。

## 表紙の写真

## 「大塚三右衛門家文書」

本史料は尾張藩士大塚三右衛門の家に伝わった文書群で、約三百点の史料が当館に寄贈され、今回その整理を終えたため、新たに公開されることになりました。

大塚家は、十四代藩主慶恕（慶勝）を補佐した重臣である田宮如雲の生家です。如雲の父大塚儀平（のち三右衛門）は、江戸時代後期に愛知郡御器所村（現名古屋市昭和区）に九十三石、海東郡千音寺村（現名古屋市中川区）に七石の給地をもっていました（「尾張御行記」）。

史料の時代は、儀平の息子半次郎（のち三右衛門）とその息子亀治郎（のち儀兵衛）が生きた江戸時代後期から明治時代初期にあたり、内容は、大塚家の先祖書や勤書、名古屋・熱田の町政に関するもの、絵図類なども多岐にわたっています。その他にも、幕末期に亀治郎が京都裁判所参与助役を務めていたため、裁判に関する内容や当時の京都での出来事を記録した史料も残されています。これらは同時期に在京していた如雲との関連も示す興味深い史料と言えます。一連の史料を読んでいくと、江戸から明治という時代の変遷のさなかに生きた尾張藩士の姿が、浮かび上がってくるようです。

### 本年度の企画展と今後

本年度の企画展「古文書にみる尾張藩士」では、大塚三右衛門家文書を中心に展示を行いました。

**第一項目「家の記録」**では、家系図や由緒書等、家に関する史料から大塚家の系譜や役職等を紹介し、大塚三右衛門が支配していた土地や村についても、当時の尾張藩の支配体制を交えた解説をしました。

**第二項目「町の記録」**では、主に名古屋と熱田の町に関する史料を展示するとともに、当時の町の様子や制度等を取り上げました。このコーナーでは、多くの来館者が「尾州名護屋御城御普請諸大名請取築之町場図」を始めとした各絵図類に見入っておられました。

**第三項目「京都の記録」**では、幕末の京都にて作成された日記や留書等の他、「賊難達留」（犯罪を記録したものの）や役職任命書等、京都裁判所と関連の深い史料を紹介しました。これらの史料は、幕末の尾張藩士の動きを研究するにあたり、大変有意義な史料になると思われます。

また、今回展示された史料は大塚三右衛門家文書の一部に過ぎませんが、展示されなかった史料の中から特に注目すべき絵図類を以下に紹介

□ 美術品関係：青山琵琶図・白菊琵琶表之図

□ 武具・服飾関係：尾張国海東郡馬嶋村明眼院白山神宝鎧櫃之図・カツキ并被衣雛形・上官着用貴司綵雛形・軍用蒐録図説卷之一

□ 備品関係：（提灯図）・（下馬札寸法図）

□ 屋敷図関係：諸大名屋舖別附・江戸丸之内略図・吉田御屋敷之図

□ 城下町・町絵図関係：名古屋古城図（寛永年中名古屋村庄屋より差出されたもの）・（名古屋城下町図）（江戸後期）

□ 村絵図関係：安永四未年前津小林村明細図・前津小林村字附図・岐阜中之図

□ 街道関係：（街道宿駅略図）・吉備地里銭図

します。大塚三右衛門家文書には、右に挙げた史料中の数点を含む十九点を記録した「図面雛形目録」も残されており、これらの絵図類がまとまった資料群として扱われてきたことがわかります。今後の企画展では、これらの史料を順次紹介し、より多くの方々に公文書館所蔵資料への関心を持っていただくきっかけにしていきたいと考えています。

収蔵資料展資料



収蔵資料展の様子



### 収蔵資料展報告

「尾張名所図会」で小旅行

八月一日（月）から十月七日（金）にかけて、収蔵資料展「尾張名所図会」で小旅行を開催しました。「尾張名所図会」は、寺社や地名、

景色の優れた場所の由緒・歴史や街道・河川、名産品等を挿絵付きでわかりやすく紹介している書物で、天保十五年（1844）に前編七巻七冊が、明治十三年（1878）に後編六巻六冊が出版されました。本館には、明治四十三年（1910）に再版されたものがあります。

今回の展示は、尾張地域を中心に郡ごとにまとめて展示し、「尾張名所図会」で描かれている場面とその場面の現在地の写真を併せて紹介することや展示した場面に関連したクイズを提示することで、よりわかりやすく、親しんでいただけるように工夫しました。参観者のみなさんからは、「わかりやすかった」、「子どもも楽しんで小旅行ができました」等の感想をいただきました。

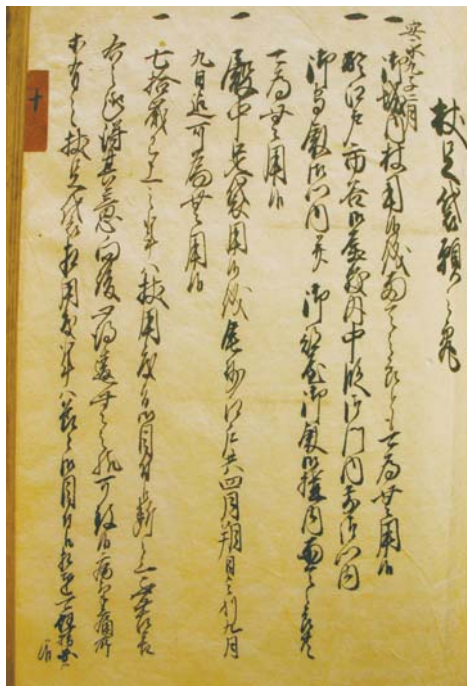
また、アンケートに御協力いただいた方の半数以上が本館の展示を初めて御覧になる方でした。今回の展示を通じて初めて利用される方にも公文書館を広く知ってもらえる機会になったと喜んでいきます。



県の木 ハナノキ

# 古文書解説講座

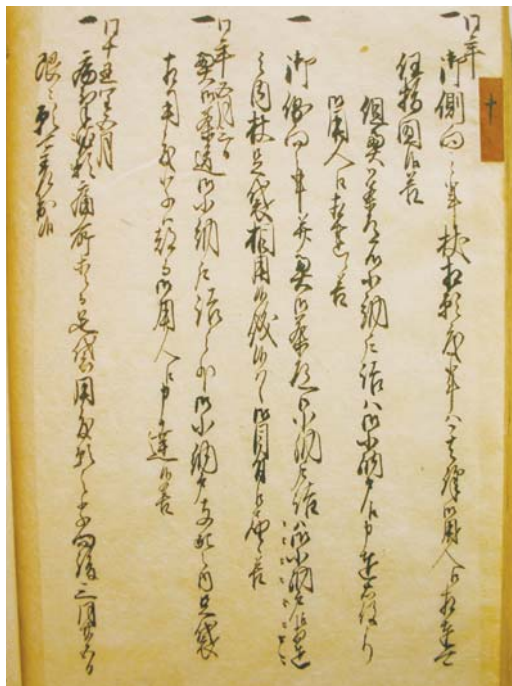
今回は、大塚三右衛門家文書の中から「杖足袋願之究」を御紹介します。



## 杖足袋願之究

安永九子二月

- 一 御城内杖用候儀、雨天之節とも可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>無用<sub>一</sub>候
- 一 於<sub>二</sub>江戸市谷御屋敷内中段御門内前御門内<sub>一</sub>御守殿御門内并御部屋敷御殿御構内<sub>一</sub>雨天之節共可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>無用<sub>一</sub>候
- 一 殿中足袋用候儀、尾州江戸共四月朔日より九月九日迄可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>無用<sub>一</sub>候
- 一 七拾歳以上之輩ハ杖用度旨御目付江断之上不<sub>レ</sub>苦筈、右之趣得<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>向後心得違無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>致候、病氣痛所等有<sub>レ</sub>之杖足袋相用度輩ハ節々御目付江相達可<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>指圖<sub>一</sub>候



同年

- 一 御側向之輩杖相願度輩ハ、其訳御用人江相達可<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>指圖<sub>一</sub>候筈
- 但奥御茶道御小納戸詰ハ、御小納戸江申達右役より御用人江相達候筈
- 一 御側向之輩并奥御茶道御小納戸詰ハ御小納戸江相達<sub>（原本消し）</sub>之内、杖足袋相用候儀候ハ、御目付江届候筈
- 同年五月三日
- 一 奥御茶道御小納戸詰之外、御小納戸支配之内、足袋相用度輩ハ、都而御用人江申達候筈
- 同十丑閏五月
- 一 病氣依頼痛所等ニ而足袋用度願之輩、向後三月廿五日限<sub>二</sub>願可<sub>二</sub>差出<sub>一</sub>候

この文書は、表紙に「摘要記」と記された冊子中の「杖足袋願之究」という項目の一部です。この冊子は縦二十四センチ、横十七センチの縦帳袋とじの形態で、全二百三十六丁から成っています。冊子には、代官所や勘定奉行所等の役所にあてて文書の様式を示した「手形裏書奥書」や養子を取る場合の規定等を記載した「養子願一巻」等、全二十六項目の様々な規則や様式が綴られています。

「杖足袋願之究」では、特定の場所における杖と足袋の使用制限について記されています。上記の文書は、安永九年（一七八〇）二月の記載から、雨天に係なく城内及び各江戸屋敷の御門・前御門・御守殿御門内等において杖の使用は認められておらず、足袋については、尾張・江戸共に殿中では四月朔日から九月九日までは用いられなかったことがわかります。ただし、七十歳以上の者は御目付に断つた上で杖を用いることができ、病氣や痛み等で杖や足袋を使用したい者は、その都度御目付へ伺いを立てなければなりません。続く文言では、各役人が杖や足袋を用いたい場合の役職ごとの届出先が示されています。

武士の服装に関する大綱は、慶長二十年（一六一五）七月より元和に改元）に江戸幕府二代將軍秀忠が發布した「武家諸法度」に見られます。さらに、同年に定められた「柳営年中行事服立」（幕府の制服規定）には、足袋を着用する時期と場合に関する記載があり、上の文書はそれに基づき作成されたと考えられます。

もともと足袋は革で作られ、黒・黄・紫等色彩にも富んでいました。男性は革足袋で公儀も勤めていましたが、天和期（一六八一〜一六八三）頃より木綿の足袋が主流になりました。さらに宝永期（一七〇四〜一七一〇）には、徒歩で登城する際に、木綿の足袋が汚れないように革の足袋を重ねて履き、城で革足袋を脱いで木綿の足袋で役を勤めた役人もいたようです。

（喜田川守貞『近世風俗史』）

（早水久美子）

**本館所蔵の行政刊行物  
利用ガイド**

本館では刊行物を保管する場合、開架室と書庫の二つの保管場所があります。参考図書や寄贈書は開架に、行政刊行物は開架と書庫に一部ずつ保管することになっています。

今回は、普段利用されることが多い、開架室にある図書や資料について、配置図を参考に説明します。

**参考図書・寄贈図書** 国語辞典や漢和辞典、世界大百科事典などの辞書類や、寄贈書を所蔵しています。  
**県史・市町村史誌** 愛知県史以外にも、県内の市町村史誌（例 岡崎市史・田原町史など）を所蔵していますが、全ての市町村のものが揃っているわけではありません。

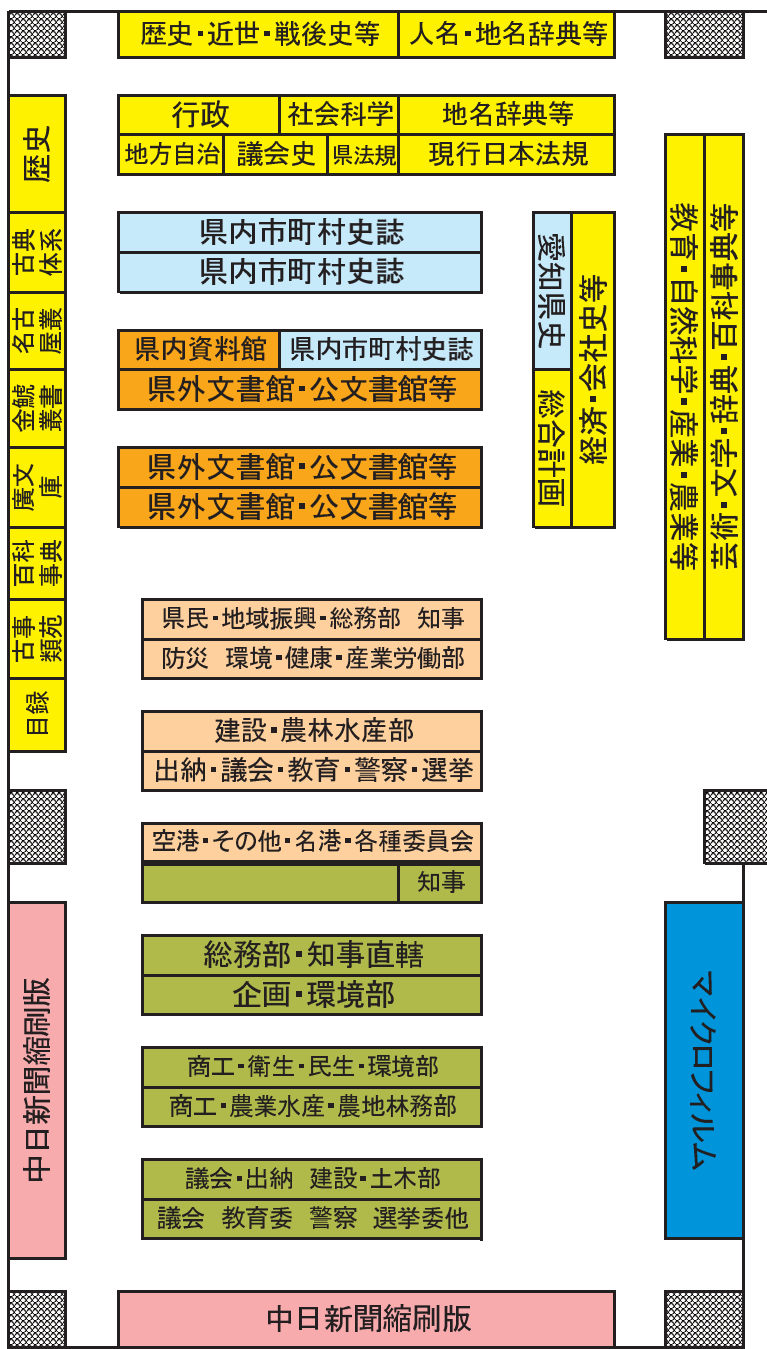
**県内・県外資料館等寄贈資料**

県内の資料館・博物館等の年報や企画展パンフレット、他都道府県の史誌類や、他公文書館の年報等の寄贈資料を所蔵しています。

**県刊行物（平成十二年四月以降）**  
**県刊行物（平成十二年三月以前）** 愛知県が発行している刊行物を所蔵しています。（例 愛知県統計年鑑・県立高校学校案内など）

**中日新聞縮刷版** 平成元年から開架、それ以前（当館所蔵は昭和四十八年五月から）は書庫にあります。

**マイクロフィルム** 明治期から昭和初期にかけての新聞（例 新愛知・名古屋新聞）や、太政類典・公文録等のマイクロフィルムがあります。



開架室配置図

**大府市歴史的公文書  
判定委員会参加報告**

平成二十三年四月から、国において公文書管理法が施行（公布は平成二十一年七月）されたことにより、公文書の適正な管理について、地方自治体を含め、全国的に関心が高まっています。地方自治体の中には、同法の制定・施行を契機に、公文書管理制度の見直しや公文書館機能を持つ施設の設置に取り組んでいる自治体があります。

本県においては、大府市が、平成二十二年度から、歴史的価値のある公文書の保存・活用について、将来の施設設置を含めた取組を始めました。その取組の一環として、市の職員で構成された「大府市歴史的公文書判定委員会」を設置し、保存期間を終了した市の公文書の中から、歴史的価値のある文書を選別する作業を行っています。

この委員会には、大府市からの要望を受け、本館の職員がオブザーバーとして参加し、歴史的公文書の判定及び保存・運用等に関する助言を行っています。県内の自治体に対して、公文書管理についての適切な助言や支援を行うことは本県の責務であり、今後も自治体からの要望には積極的に応じていきたいと考えています。

## 公文書館あれこれ

「あの二日間は一生忘れません。」これは、「職場体験学習」として本館へ訪れたある中学生の感想です。「職場体験学習」とは、中学校における総合的な学習の時間の一環として、実際の職場で社会の厳しさや働くことの尊さを自ら学ぶことを目的にした教育プログラムです。

対象となる職場は、コンビニ、ファーストフード店、ドラッグストア、家電量販店、ケーキ店などです。

中学生が関心を持ちそうなこういった職場に加え、ここ数年我が公文書館へも体験希望が寄せられています。

えっ、公文書館へ？と驚かれる方もいらっしゃるかもしれませんが。どうやら本や図書館に興味がある生徒が本館を希望する傾向にあるようです。

さて、彼らには二日間という短い期間に、刊行物の整理や文書の修復という比較的地味な作業を体験してもらっています。文書修復の中心作業である「ホッチキス取り」を行った生徒からは「集中力と忍耐力が必要ですね」との感想をいただきました。

このようなやや単調な作業に加え、地籍図で自分の家の位置を探したり、マイクロフィルムで昔の新聞を読んだりというような学校

や家庭ではできないようなことも経験してもらっています。冒頭の感想はこんな珍しい体験から出た言葉です。

また、彼らより年代が上である大学生も本館で職場体験を行っています。これは「インターシップ」と呼ばれ、自らの専攻や将来のキャリアに関連した業務の就業体験を意味します。

こちらは十日間とやや長く、就職が現実の課題として間近に迫っているため、訪れる学生はやや緊張気味です。

実習としては、刊行物の整理や文書修復に加え、受付、件名目次作成、マイクロフィルム整理を行います。

マイクロに関して、ある学生がフィルムリーダー画面を見ているうちに目が回り気分が悪くなってしまうというアクシデントもありました。

学生の感想を聞きますと、大学で学んだ知識が実務の場面でなかなか活かせないという歯がゆさがあるようです。

中学生という多感な時代に、本県公文書館での体験を通じ、働くことの大切さややりがいを感じたり、社会へ出る直前の大学生が公文書管理の実務を経験することに、その役割や大切さを実感していただければ、私たちも嬉しく思います。

## 平成二十三年度東海北陸地区 公文書等保存利用事務協議会 開催報告

平成二十三年十月十四日に本館において、平成二十三年度東海北陸地区公文書等保存利用事務協議会の総会及び研究会が開催されました。本協議会は、会員相互の連携を図るとともに、研究協議を通じて、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することに寄与することを目的に、東海地区の自治体を中心となつて、平成元年四月に設立されました。設立以来、本協議会の目的を達成するため、公文書等の収集・整理・保存及び利用に関する研究会を開催したり、情報交換を行っています。



研究会風景



視察風景

現在の会員は、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県、静岡県、名古屋市の八自治体です。平成二十三年度は本県が会長及び事務局を務めているため、本館での開催となりました。

当日は全会員が参加（参加者数は十三名）し、総会では、平成二十二年事業報告、平成二十三年事業計画案等について審議が行われ承認されました。また、引き続き開催された研究会では、「公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）」施行への対応、地震等の自然災害への対策等の議題について、意見交換が行われました。研究会終了後、参加者による本館の視察が行われましたが、本館の運営や施設について活発な質疑応答があり、会員間で情報を共有することができました。

# 古文書講座報告

今年度の古文書講座は、「A『愛知県史』掲載の古文書を読む」・「B『公文書館所蔵大塚家文書』を読む」と題して、二名の講師による三回連続講座で開催されました。連続講座ということので、講義時間に十分な余裕があったため、古文書に示された当時の時代背景や生活状況についても詳しく解説があり、受講者のみなさんからは「大変興味深く、楽しみなながら講座に参加することができました」との感想をいただきました。次年度以降もこの講座を通して多くの方々に、その時代の生活や文化を吸収していただきたく思っています。



古文書講座風景



古文書講座風景

## 地籍図から見えること



県の鳥 コノハズク

本館の利用者の多くの方が地籍図を閲覧されます。地籍図とは、明治十七年に作成された地図で、原則、一村が一枚の和紙に千二百分の一で記載された地籍字分全図のことです。法務局に備えられている地図(通

称、公図と呼ばれています)の前身とも言える地図です。本館では利用にあたって、原寸大の複製図を用いています。

本館の利用者の多くは、この地籍図と地籍帳の閲覧が目的で、その八割は測量等の参考にされています。この地籍図には、法務局の公図等には記載されていない官有地の道路及び水路の幅が記載されているため、参考になるとのことです。測量業者の方々を始めとして県、市町村職員や法務局、財務局等の国の職員の利用も多くなっています。

他に、調査研究のための利用があります。大学等の先生や郷土史家や卒業論文を作成する学生の方々が、棚田、島畑、古墳、城跡、河川の津跡、さらには、名古屋城の石垣の材料である石を切り出した跡等いろいろと研究の参考になる地図と評判も高くなっています。

ところで話は変わりますが、皆さんもこの地籍図で遊んでみませんか。たとえば、現在と比較してみますと、今は地下鉄の駅や高層住宅が建っているところが、当時は大きな池であったり(名古屋千種区池下)、当時は墓地であったところも、今は大きな住宅団地になっていることもわかります。

また、この地籍図には、宅地、畑、田、道路、水路(溝渠)、堤塘、神

社地、寺院敷地等が色わけして記載されているのが普通です。ところが、寺院敷地について見てみますと、○寺とはつきりと名称が記載され、色もきちんと塗られている村が多いのですが、そうでない村があります。名称が記載されず、色分けもせず、寺院敷地とだけ書かれた村もあれば、それすら書かず宅地としてある村まであります。今となつてはこの理由は推測するのみですが、作成時期が明治の初期のことから、廃仏棄積の運動が影響しているのではないかと思われます。この運動が大いに気にかかった村とそうでもない村があつたのではないのでしょうか。

また、この地籍図は江戸時代の絵図と異なり、近代的な地図です。しかも作成された明治十七年は、十年後には日清戦争が始まるように、西洋に追いつけ追い越せと国民が力一杯がんばっている時代です。とはいってもこの江戸時代の雰囲気も残っており、地籍図をのぞいて時代の変遷に浸るのも一興です。



県の花 カキツバタ

レファレンスコーナー

Q 戦中・戦後の食糧不足を補うため、政府が児童生徒に団栗(ドングリ)の拾集を指示したと知りました。それに関する資料はありますか。

A 愛知県田口農林学校の「昭和二十年度受付文書綴」及び「昭和二十年度発送文書綴」に「団栗集荷二関スル件」とその「報告」が残されています。

昭和二十年十一月三十日付で田口町農業会長から田口農林学校長あてに、「現下食糧事情ノ逼迫ニツレ未利用資源ノ粉食化ハ国策ノ中心」であるので、「食糧ノ供出ヲ要請」するものであり、「現在迄ニ集荷セシ数量及今後集荷シ得ベキ数量」の報告を求める内容の文書が出されています。

同年十二月七日付の田口農林学校長からの報告は、「現在迄ニ集荷セシ数量二石七斗」「今後集荷可能予想数量二石」と記されています。

なお、昭和二十一年九月二十日には、政府の内報を受けて愛知県教育民生部長より各中学校長・各各種学校長あてに「未利用資源蒐集停止に関する件」の文書が出され、団栗の拾集は停止となりました。

利用案内



県の魚 クルマエビ

交通機関

地下鉄名城線「市役所」下車 5番出口  
市バス・名鉄バス(基幹バス)「市役所」下車

開館時間

午前9時～午後5時

休館日

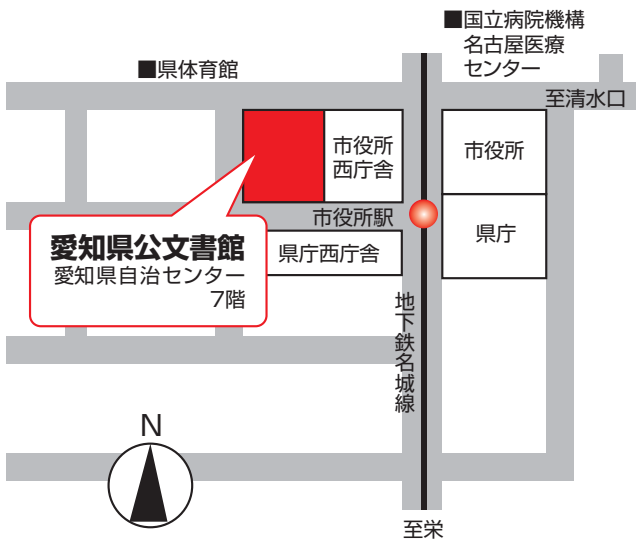
土曜日・日曜日・整理期間(春季10日以内)  
国民の祝日・年末年始(12月28日～1月4日)

利用方法

- ・資料の閲覧は無料です。
- ・閲覧をする場合は、備え付けの「閲覧票」に所定の事項を記入のうえ、受付に提出してください。
- ・所蔵資料の複写にも応じています。(有料)ただし、一部複写できないものがあります。
- ・館外貸出は行っておりません。

展示

展示室では常設展や毎年テーマを定めた企画展を開催し、所蔵資料等の展示を行っています。



ホームページアドレス

<http://www.pref.aichi.jp/kobunshokan/>



編集後記

▽愛知県公文書館だより第十六号をお届けします。公文書管理法施行により、公文書館の役割はますます重要になります。これからの公文書館の役割を考えるため、本館の歩んできた足跡を振り返ってみました。

▽図書館とは勝手が違うために、本館を初めて利用される方には戸惑われることも多いかと思えます。本号では、御利用の多い本館所蔵の行政刊行物利用ガイドを掲載しました。御活用ください。

▽本年度の古文書講座は、昨年度の反省・要望をふまえて連続講座にしました。受講希望者が多く、県民のみならずの古文書に対する興味・関心の高さを感じています。

愛知県公文書館だより 第十六号  
 平成二十四年三月十九日  
 編集発行 愛知県公文書館  
 〒四六〇一〇〇〇一  
 名古屋市中区三の丸二一三二  
 愛知県自治センター内  
 電話 〇五二(九五四) 六〇二五  
 FAX 〇五二(九五四) 六九〇二  
 電子メール  
 kobunshokan@pref.aichi.jp